

事務連絡
令和5年3月30日

各 都道府県 障害保健福祉主管部（局） 御中
市区町村

厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室

障害福祉サービス事業所・施設等への支援に関する
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における
「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」等の活用について

平素より、障害福祉施策の推進につきまして、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、令和5年3月22日に「第8回物価・賃金・生活総合対策本部」が開催され、物価高騰に対する追加策等が示されました。追加策では、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」（以下「臨時交付金」という。）の増額・強化として、

- ・ 予備費を活用して臨時交付金における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」（以下「重点交付金」という。）を積み増しし、
- ・ 電力・ガス・食料品等の価格高騰への対応により重点的に活用されるよう、効果的と考えられる推奨事業メニューを地方自治体に提示する

こととされ、推奨事業メニューとして引き続き「医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援」が推奨されています（別添1）。また、このことについて、「新令和5年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱等について」（令和5年3月29日付け内閣府地方創生推進室事務連絡）が発出されています。

これまで、物価高騰対策については、

- ・ 「令和4年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱及びコロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」について」（令和4年5月25日付け事務連絡）
- ・ 「障害福祉サービス事業所・施設等への支援に関する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用の再周知及び調査について」（令和4年7月28日付け事務連絡）
- ・ 「障害福祉サービス事業所・施設等への支援に関する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の活用について」（令和5年3月29日付け内閣府地方創生推進室事務連絡）

金」の活用について」(令和4年9月12日付け事務連絡)

- ・ 「障害福祉サービス事業所・施設等への支援に関する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の活用の再周知及び調査について」(令和4年9月22日付け事務連絡)
- ・ 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用した障害福祉サービス事業所・施設等の整備費支援について」(令和4年10月7日付け事務連絡)

により、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化及びコロナ禍における物価高騰の影響を受けている障害福祉サービス事業所・施設等(補装具事業者を含む。以下同じ。)において、食料料費の値上げなど食事の提供にも影響する場合や光熱水費の高騰が生じている場合、障害福祉サービス事業者の建築資材費等の高騰が生じている場合等についても、自治体の判断により、重点交付金等を積極的に活用し、利用者や事業者の負担の軽減に向けた取組を進めていくようお願いしてきたところです。

これにより、例えば、障害福祉サービス事業所・施設等では、

- ・ 光熱水費(電気代、ガス代、水道代、燃料代等)・食費の高騰分として、訪問系、通所系、入所系それぞれごとに、定員数・利用者数に応じた補助、一律の定額補助、実負担額に応じた補助を行う
- ・ 燃料代の高騰分として、訪問系、通所系に対し、自動車数に応じた補助を行う
- ・ 省エネルギー設備整備費の一定割合の補助(一定の上限額以内)を行う

など、既に多くの自治体において積極的な取組が行われてきたところであり、

さらに補装具事業者では、原材料等の価格高騰や円安の影響を受け、厳しい状況にある中小企業者に対する支援金支給等の取組の中での支援も行われてきました。

各自治体における障害福祉サービス事業所・施設等の負担の実情を踏まえた取組を行っていただいているところですが、各都道府県及び市区町村の障害保健福祉主管部局におかれては、今般の積み増し等を踏まえ、引き続き物価高騰における障害保健福祉サービス事業所・施設等の負担の軽減に向け、重点交付金の積極的な活用を検討いただきますようお願いいたします。

また、各都道府県におかれては、重点交付金の積増し分を活用した支援状況について、4月14日(金)までに、以下の提出先まで御報告いただくとともに、状況が変わりましたら随時御連絡いただくようお願いいたします。(様式は別添2)

※ 14日(金)の御報告は、都道府県においてとりまとめいただき、状況が変わった際の御連絡は、市町村等から直接以下の提出先に御連絡ください。

なお、都道府県の支援状況については、厚生労働省において調査結果を取りまとめ、共有させていただきます。

【提出先】※以下の2課宛にご提出ください。

- 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課（企画法令係） hourei-shougaiiaa@mhlw.go.jp
- 厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室 hosougu@mhlw.go.jp